

平成29年12月19日

和光市環境基本計画推進調整委員会
委員長 中蔦 裕猛 様

和光市環境づくり市民会議
会長 峯岸正雄

**第2次環境基本計画実行計画【改訂版】
平成28年度環境施策実施状況に対する評価**

「平成28年度環境施策実施状況」について、次の通り意見を申し上げます。

1. 評価

・平成28年度環境施策実施状況についてその実施状況調査結果が第2次環境基本計画実行計画【改訂版】に基づき作成・取りまとめられ、8月18日市民環境部環境課より提出されました。また、9月21日の定例会に於いて当該提出資料に関する質疑が行われ、環境課より他課所管項目も含め丁寧な回答を戴き、議論を行うことができました。

・取組状況は全ての実行計画項目が昨年同様、◎よく取り組めた ○ほぼ取り組めた △あまり取り組めなかった ×全く取り組めなかった の4段階で評価され、結果（項目数）は次の通りです。

評価	平成28年度	(参考)平成27年度
◎	40項目	36項目
○	38	39
△	10	12
×	2	3
合計	90	90

評価は全体として概ね安定的で、平成27年度と大差ありません。これは平成28年度に置きましても各施策を所管する部署が市の厳しい財政状況や行政全般の効率化等様々な課題を抱える中で、第2次環境基本計画実行計画【改訂版】の着実な進捗を目指して取り組んだ結果と思われます。

・次に望ましい姿1「豊かな水と緑を守り育み伝えるまち」、同2「安全で住み良い環境を未来につなぐまち」および同3「環境を育てる心がつながるまち」毎の取組状況は次のとおりです。

評価	望ましい姿1	望ましい姿2	望ましい姿3
◎	13項目	13項目	14項目
○	18	13	7
△	5	4	1
×	0	2	0
合計	36	32	22

上記の結果も平成27年度と類似しており、望ましい姿3に属する施策が望ましい姿1および2に属する施策に比較し、相対的に達成し易いことが窺われます。

・多くの環境施策のうち平成28年度の重点取組については、まず望ましい姿1「豊かな水と緑を守り育み伝えるまち」の方針1「自然環境の保全」に関して、昨年度の「白子宿特別緑地保全地区」指定に匹敵する際立った成果はありませんでしたが、市は貴重な湧水地や斜面林の所有者と緑地施策に対する合意形成に努めています。また、それらの保全についても、引き続き市と環境団体との協働による良好な維持管理が行われています。

緑被率の調査については時間的および空間的に長期に亘る比較可能性が担保されるよう実施の時期、内容及び間隔につき工夫願います。

・望ましい姿2「安全で住み良い環境を未来につなぐまち」の方針1「地球温暖化対策の推進」に関しては平成29年3月に「和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【改訂版】」が策定され、前計画を引き継いで、平成32年度までに和光市民一人当たり二酸化炭素排出量を2009年度比（計画基準年度）25%削減する意欲的な目標を掲げています。

また、当「和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【改訂版】」には地球温暖化等による悪影響に対する適応策が盛り込まれてはいますが、異常気象が惹起する問題は多岐に亘るため環境施策としての分類整理・位置付けや責任部署の明示が必要と思われます。一昨年（平成27年度）の第2次環境基本計画【改訂版】の策定に当たり、当時の国の環境基本計画の考え方を援用して、望ましい姿2「住み良い環境を未来につなぐまち」を「安全で住み良い環境を未来につなぐまち」と改めており、予算策定時等一定の手続による実施項目の見直しは然るべきと考えます。施策項目自体は基本計画で位置付けられてはいますが、変化の激しい現代にあっては弾力的な対応も必要と考えます。

・望ましい姿3「環境を育てる心がつながるまち」の重点方針1「パートナーシップの仕組みづくり」に関しては、行政提案型協働事業として市とNPO法人和光・緑と湧き水の会とで「和光市自然環境マップ」を作成し、早速当該マップを活用した啓発事業も実施されています。

上記自然環境マップの活用も含め、環境課、生涯学習課、教育委員会等と市民団体の連携による環境啓発活動の充実化が大いに期待されます。

良い行政を行うためには現場・現状を知ることが極めて重要であり、環境に関する有効な職員研修の普及を引き続きお願いします。

以上から総合的に勘案すると、平成28年度の取組は概ね適切と判断します。

しかしながら、最重要項目である緑地や湧水の保全については、平成28年度から29年度にかけて、これまで維持されてきた重要な緑地3か所、即ち①漆台湧水付近の斜面、②白子2丁目、ライオンズマンション・わんぱく広場下の斜面、③新倉小学校南斜面緑地、が開発に直面し、失われる状況にあることに鑑み、また、当会員からの意見が当項目に集中しており、昨年度の当評価と重なるものの、項を改めて記載します。

2. 緑地と湧水の保全について

- ・将来公有地化したい貴重な緑地、湧水については既に市が策定済の優先順位に基づき常に状況を把握し、所有者と良好な関係を保持願います。

- ・「特別緑地保全地区制度」、或いは「市民緑地制度」の適用は所有者にとっても有益と思われるので機を見て働き掛け願います。特に、白子宿特別緑地保全地区の誕生に伴い熊野神社、当該特別緑地更には大坂ふれあいの森を結ぶ緑の回廊作り等、前向きに検討・取り組み願います。

- ・生産緑地については追加指定により平成32年度にその面積を44haにする目標を掲げていますが、その2年後即ち平成34年度（2022年）には所謂生産緑地30年問題の全国的な発生が懸念されています。大量の生産緑地の買取請求が発生するかも知れません。市内生産緑地所有農家の意向把握とそれに基づく対応策の準備を抜かりなくお願いします。

生産緑地30年問題が懸念される3年後、即ち2025年は団塊の世代の最若年次が75歳に到達し、本格的な相続多発時代を迎えます。不動産価格にも下押しの圧力がかかることが予想され、条件の悪い土地（例えば傾斜地）ほど所有者が処分を急ぐ事態が懸念されます。

- ・緑地の取得資金として緑の基金の再設定を取り進め願います。市は平成3年に設けられた「水と緑のまちづくり基金」を平成16年に廃止し、その後の基金集めは寄附金条例中の緑と湧水の保全への寄付指定のみが頼りです。今年4月に施行された新寄附金条例に於いては市内外の寄附者の様々なご意向に沿うべく寄附金の使途分類・目的が網羅的に配置され、緑と湧水の保全は一使途として目立つ存在ではありません。

隣接の朝霞市を含む多くの自治体で予てからの所謂緑の基金とふるさと納税に伴う寄附金の一使途としての緑の保全が併存しています。和光市は“みんなでつくる快適環境都市わこう”や“市民憲章の1. 私たちは、緑をふやし、きれいなまちをつくれます。”と標榜しており、緑の基金は寧ろ存在して当然と思われる。インターネット上の市のホームにふるさと納税への入り口と共に緑の基金への入り口を設けるべきと思われます。

- ・公有地化の機会は相続等で突然発生する可能性が高く、しかも相当額の急ぎの資金準備が求められます。相続の場合、相続の発生から相続税の納付期限までは10か月であり、翌期の予算編成を待つ暇はほぼありません。従って、寄附を財源とする基金のみでの対応はほぼ不可能で何がしかの資金源対策が不可欠です。千載一遇の機会を逃さぬよう、緊急時対応策の準備を是非ともお願いします。

- ・市の財政事情は依然として厳しい状況ではありますが、知恵を絞って一步でも前進を切に願います。

なお、各項目についての会員評価は別紙の通りです。

以上